

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：R6年 2月 18日

事業所名三沢発達支援センターひかり

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	2 職員の配置数は適切である	○		基準以上の人員を配置しています。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		場所によって活動する内容が決まっており児童が混乱しないよう工夫しています。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		ISO取得。全職員で業務改善について話し合いを行い取り組んでいます。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者向けに満足度調査を実施し、評価結果を分析し対応を改善しています。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		ホームページにて公表します。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		内部研修の年間計画をたて定期的に勉強会を行っています。外部研修に参加した際は伝達研修を行い情報を共有し全職員のスキルアップを目指しています。	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		本人のアセスメントの他に、ご家族様からのアセスメントと職員視点でのアセスメントを行っています。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		事業所独自のアセスメント様式を使用し、児童の発達の変化を見ています。	
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		各項目に沿ってできるだけ具体的な支援内容になるよう作成しています。	
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		日々支援計画にそって支援し、記録を作成しています。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		職員間で話し合い、活動グループや活動内容を決めています。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		お子さんの特性に配慮しながら、変化のあるスケジュールを作成しています。	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		お子さんの発達に合わせた個別活動と小集団活動を組み合わせています。	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		職員で話し合い、実施活動の担当、支援内容の確認を行っています。	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		職員間で話し合い、振り返りを行います。話し合いに参加できない職員へは、伝達ノートを活用し情報共有を行っています。	
19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		記録はその日のうちに行っています。また記録から支援の検証を行っています。		

	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		3ヶ月1回モニタリングを実施し、計画の見直しに繋がっています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		市町村や児童相談所。保健師と連携し情報の共有を図っています。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		対象児童はいません。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		対象児童はいません。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		園を訪問して、担当の先生方と情報共有を行っています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		特別支援学校と情報共有しています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		青森市や八戸市にある発達障害者支援センターが主催する研修等に積極的に参加しています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		現在は行っていません。	検討していきたいと思います。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		連絡帳やお迎えに来た際など日々の状況をやり取りし、共通理解を図っています。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○			
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用契約時に行っています。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		計画作成時に行っています。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		事業所内相談を実施しています。また子育ての悩みについては随時相談に応じています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		1年に数回、茶話会を企画し参加を呼びかけています。保護者同士で情報を交換したり、悩みを相談する場となっています。	
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		お子さんや保護者から相談申し入れがあった場合は時間や場所を確保し、適切な人が対応できる体制づくりをしています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		広報を定期的に発行、毎月利用希望表にて行事予定をお知らせしています。必要なことがあればお手紙を随時発行しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		契約時個人情報利用同意書にサイン・捺印をいただいています。広報に写真を載せる場合は同意をいただいています。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		お子さんに対しては視覚でわかるような配慮をしています。保護者に対しては専門用語を使わないよう配慮し、わかりやすく説明しています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○			今後検討していきたいと思います。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		定期的にマニュアルについて会議と研修を実施。訓練の実施を行っている。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月地震・火災・不審者想定避難訓練実施をしています。非常食の備えをしています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		契約時に確認しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		確認しています。またアレルギー確認シートに記載いただき職員間で情報共有しながら対応しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		毎月事故防止委員会開催。委員より事業所の職員会議で共有と確認をしています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		毎年、県主催の虐待研修に参加しています。参加者より伝達研修を行っています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		身体拘束の事案はありません。	

